

平成 28 年 11 月 1 日

各関係団体の長 殿

## 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められ、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る 9 月 2 日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題については、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでまいりました。特に監督指導については、本年 4 月に、月残業 100 時間超から 80 時間超のすべての事業場へ監督対象を拡大するなど、その取組を強化したところです。また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」において、11 月は過労死等防止啓発月間とされております。そ

のため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、ボランティア休暇をはじめとする、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

大分労働局長  
南保昌孝



# 長時間労働の削減等に向けた取組の実施について

労働時間の適正管理に取り組み、過重労働・賃金不払残業を根絶しよう!!

## 大分労働局

### ＜各事業場における取組事項＞

- ① 会社全体の取組として、臨時の労働時間設定改善会議などを実施し、時間外労働が行われている部署の状況及びその要因を分析し、その要因を排除するための具体的かつ実効ある対策を検討する。
- ② 経営トップ自らが時間外労働削減の所信表明を行い、業務分担の偏重の解消や人員配置の適正化など、対策に基づいた業務内容の見直しを図る。また、ノー残業デーの設定等、自主的な取組を行うとともに、労働者に対する周知徹底を図る。
- ③ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に基づき、自社の労働時間の把握方法が適正なものとなっているか確認する。
- ④ 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」に基づき、労使に求められる役割が適正なものとなっているか確認する。
- ⑤ 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、事業者が講ずべき措置が適正なものとなっているか確認する。
- ⑥ 経営トップ自らが、労働者の定時退社確認を実施するなど、時間外労働の削減に努める。特に11月16日(水)の県民ノー残業デーには、定時退社を徹底させる。
- ⑦ 自社で運用している労働時間制度(完全週休2日制、変形労働時間制、フレックス制、みなし労働時間制等)が適正に運用されているか確認する。
- ⑧ 労働基準法第41条で労働時間の適用を除外している管理監督者について、適正な権限の付与、処遇等となっているか確認する。また、管理監督者であっても、時間外労働の状況をできる限り確認し、過重労働対策を実施する。
- ⑨ 労働者の疲労蓄積度チェックリスト、家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト等を活用し、労働者の疲労状況の自覚、認識を促し、必要な支援・援助をする。
- ⑩ 産業医、大分産業保健総合支援センターを活用し、長時間労働者の面接指導等の健康対策を重点的に実施する。

11月は過労死等防止啓発月間です。大分労働局では「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。この機会に、働き方・休み方についての見直しを行いましょう。【期間: 11月1日~11月30日】